



費用弁償規程

社会福祉法人 新生会

社会福祉法人 新生会

費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(4)の業務の場合には、費用弁償として一日あたり5,000円を支給する。

2 前条の(1)から(4)の業務を法人所在地外で行う場合、及び前条の(5)から(7)の業務の場合、並びに住所地が旭川市外にある者の場合は、費用弁償として「社会福祉法人新生会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(適用除外)

第4条 施設職員であつて法人役員等を兼務する者については、第2条の(1)から(4)の業務の場合、この規程は適用しない。ただし、当該業務を法人所在地外で行う場合は、この限りではない。

(役員等)

第5条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 社会福祉法人新生会定款第15条(1)及び(2)に規定する役員
- (2) 社会福祉法人新生会定款第5条に規定する評議員
- (3) 社会福祉法人新生会定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。